



## ◆はじめに～新しい年を迎えて～

のんびりとしたお正月を過ごさせてもらい、「明けましておめでとうございます」と言っていたのは、つい最近のことですが、新年から新しいお仕事が立て込み、うれしい悲鳴を上げております。

そんな中でも、吉田事務所が目指すこと。

1. ひとつひとつのお仕事を、流れ作業にすることなく、さまざまな視点から検証して進めていくこと
2. 個々のお客様が望まれていることを把握し、それを最大限に実現できるようお手伝いすること

を心掛け、日々の業務に取り組んでまいります。

昨年12月には新メンバー、鈴木司法書士が加入しました。

吉田事務所の仕事のやり方に、少しずつ慣れていってもらっている段階ですが、皆様にも時には厳しく、そして温かい目で見守っていただければありがたいです。

これでまた、今、事務所に居てくれる女性スタッフ全員の名前に、『恵』という文字が含まれている偶然が、継続中となりました。

いいスタッフに恵まれ、そして、いいお客様にも恵まれ、今年一年、そんな環境でお仕事させていただけることを楽しみにしています。

本年もどうぞよろしく  
お願い申し上げます。



司法書士 吉田浩章

### 本号のトピックス

- はじめに～新しい年を迎えて～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム1「権利証を紛失。再発行は可能？」
- 山下の「私、大学生になりました!？」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- 鈴木の「ケーキ教室日記」
- Q&A遺言書「過去の遺言書を書き変えたい」
- 4コマまんが「結局…(同じ本を買う夫婦)」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所ご案内
- 編集後記



## ◆栗野の「3万円から始める」優待生活

こんにちは、事務の栗野です。  
最近、株価が急上昇して、なかなか買いづらい状況ですが、今回ご紹介するのは、紳士服の「HARUYAMA」です★  
100株所有で、『15%割引券2枚』と、『ネクタイ又はワイシャツ贈呈券1枚』をもらえます☆昨年初めて、夫のスーツを購入するのに割引券を使い、5,000円程度のワイシャツももらってきました～♪

ちなみに、平成25年1月25日現在の株価は1株497円。  
1単元は100株で、49,700円から購入できます。  
配当は、昨年実績で1,550円/年なので、配当利回りは3%を超えています(^\_^)v



A F P 栗野 恵

### 【優待メモ】

はるやま商事株式会社(東証1部上場)。  
株主優待の権利確定月は毎年3月末(年1回)です。

## ◆法律コラム1 権利証を紛失。再発行は可能？

「権利証を紛失したので、再発行をお願いできないか…」という問い合わせは、時々いただきます。

しかし、結論として、紛失や盗難による権利証の再発行の手続きは認められていません。そこで問題となるのは、下記の2点。

- (1) 不動産の売却等をする際、権利証を提出する必要があるのに、紛失で提出できない場合どうすればいいか。
- (2) 権利証を不正に取得した第三者が、勝手に不動産を処分しないかどうか。

まず、権利証を提出できない場合の手段としては、①事前通知、②本人確認情報の提供、という2つの方法が用意されています。

①「事前通知」は、権利証を添付せずに登記

を申請し、後日法務局から届く確認の郵便物に押印し、法務局に返送することで審査される方法。

②「本人確認情報の提供」は、司法書士等の資格者が、ご本人と面談し、「権利証がないが本人に間違いがない」旨の情報(書面)を作成して、権利証の提出に代える方法です。

一方、盗難に遭った場合は「不正登記防止申出制度」があり、法務局に予め届け出ることにより、「3か月間」に限られますが、もし第三者が勝手に登記を申請した場合には、知らせてもらうことができます。

しかし、印鑑証明書と実印がない限り、売却や担保設定の登記ができないのも現実ですから、その点も併せて確認しましょう。

## ◆山下の「私、大学生になりました!？」

こんにちは、司法書士の山下です。  
新年が明けて、早くも1ヶ月。歳をとるにつれ、月日の流れもスピードアップしているようです。

さて、月3回の「いきいき堺市民大学」。先日は、『NPOが拓く新しい世界—市民社会への期待』でした。

講義内容は、「戦後日本の合理・効率中心の経済至上主義社会は、豊かさと共に格差、環境汚染、企業不祥事などももたらした。その副作用を鎮める新しい存在に、ミッション(使命)を共有する仲間が共同で社会貢献するNPO(非営利組織)がある。担い手として主婦層、シニア層に期待が…」というものです。NPOとまでいなくても、同じ想いで集った人達とゆるくつながって、何か公共のためにできる場が増える  
と、一人ひとりが出番の多い  
本当の意味で豊かな社会になれるかな。私もできることを  
少しずつ…。 司法書士 山下千恵子



## ◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

こんにちは、司法書士の岸野です。  
お正月休みに、ハーベストの丘での「いちご摘み&いちご大福作り」に行ってきました。赤ちゃんの頃、『いちご王子』と呼ばれていた(苺好きで、いつも苺のにおいがしていた)息子達は大喜びです。



ハウスで3種類の苺の中から好きなものを1パック摘んで、その中の4つでいちご大福を作りました。息子達、できるかなと心配しましたが、意外と簡単に作れました。家でもできそう。なぜが一番苦労していたのは夫でしたが…(笑)。  
家まで我慢できずに、調理場を出るとすぐに食べてしまった息子達。「おいしい～」と走り回り、飛び跳ねていました。  
自分で作ったものは特別おいしいですね。男子ですが、料理も好きになって欲しいです。いつか仕事から帰ったら「ご飯、作っといたで～」とか、夢です。

司法書士 岸野恵子

【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番1号 三栄ビル3階

司法書士吉田法務事務所 (JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く)

TEL072-254-5755

E-mail yoshida-houmu@nifty.com



## ◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

お正月の旅。1日目は、奥琵琶湖「ロテル・デュ・ラク」に向かいました。途中、前が見えなくなりそうな吹雪の中、何とか宿に到着…。周りの人の気配を感じないヴィラで、一晩中しんと降り続く雪景色は「非日常」そのものでした。



2日目は長浜に移動…。黒壁スクエアをブラブラした後は、「浜湖月」の温泉に。

食事も1日目が「洋」、2日目は「和」。趣が全く違う宿に、両日とも平日料金で泊れることができ、お得に楽しむことができました。

【奥琵琶湖～長浜方面へのアクセス】

「行きは湖西道路経由で、帰りは北陸道を使って、琵琶湖一周」と予定していましたが、「雪」の天気予報に、とりあえず現地にたどり着くことを優先。行き帰りとも、北陸自動車道木之本ICを使いました。堺から奥琵琶湖まで、片道3時間程度でした。



## ◆鈴木「ケーキ教室日記」

はじめまして、司法書士の鈴木です。先日、普段私が通っている教室のケーキの体験レッスンに母を招待し、一緒に参加してきました。メニューは、『オレンジ・チョコレートケーキ』です。

ケーキに関しては初心者の母なので、普段と違って(?)、黙々と作業をしていました。料理では、母には全くかないませんが、ケーキに関しては私がリードできるので、新鮮な感じでした。

ケーキができた後は、ロールの端っこの切れ端だけを試食して、持ち帰りました。その日の夜、父も一緒に食べましたが、「オレンジピールとチョコレート」の相性は最高です！しかも、母はしっかり材料費の事も考えていて、「これはコストもかからなくて美味しい、定番にしようね」と気に入っていました。

やはり主婦の経済観念をしっかりと見習わないといけないなあと思いました☆

司法書士 鈴木理恵



## ◆Q & A 遺言書

### 過去に作成した遺言書を書き変えたい

Q: 5年前、公正証書で遺言書を作成しました。残された妻に「安心して生活してもらえるように」と考えてのことでした。

しかし、その後、妻に先立たれ、2人の子どもに対する思いも、少しずつ変わってきています。

過去に作成した遺言書の内容を訂正したい時、どのような手続きをすればいいのでしょうか？



A: 遺言書を作っておくことで、「誰にどのような形で、自分の財産を引き継いでもらいたいか」。自らの『思い』も含めて伝えることが可能となります。

遺言書の内容を書き変えたい場合、民法では

1. いつでも、遺言の方式に従い、全部または一部を撤回できる
2. 前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分は、後の遺言で撤回したものとみなす

とされていますので、内容の違う新たな遺言書を作成すれば、後の日付で作成された遺言書の内容が優先されます。



新たに作成する際、「年月日作成の遺言書を撤回する」旨も記載しておけば、より意思が伝わりやすくなるでしょう。

### ポイント

例えば、「不動産を子Aに相続する」旨の遺言書を作成した場合でも、万が一、Aさんが先に亡くなられた時は、その部分については遺言書の効力が及ばなくなり、「相続人全員で遺産分割協議をする」必要が生じます。

そのリスクを減らすため、当事務所では「もし子Aが遺言者より先に亡くなっていた場合は、孫のBに…」といった内容を盛り込むことを、検討してもらっています。



## ◆「仕事にも生かせる」おススメ本

「ラーメン屋の看板娘が経営コンサルタントと手を組んだら」(木村康宏著)



時代の流れについていけず、ラーメン屋のダメ経営者になろうとしていた父親を、娘と経営コンサルタントが手助けし、立て直していく話。

物語形式になっていますが、「職人が握る寿司屋よりも、回転寿司がブレイクしたのはなぜか」という話から、「吉野家」「マクドナルド」「ディズニーリゾート」「ジャパネットたかた」「TSUTAYA」といった実在する会社の話を交えながら、経営について、重要な考え方が散りばめられた本です。

「20対60対20の法則」なんかも、とても分かりやすい事例で説明されていました。

頑固親父の言動には、「人の言うことをもうちょっと聞こうよ…」と、イライラしながら読んでいましたが、最後には考え方を改めてくれて、スッキリ。

まさしく、「組織の〇〇%はトップで決まる」です。

飲食業に限らず、特に小さな組織に生かせそうな話が、たくさん盛り込まれています。 司法書士 吉田浩章



## ◆事務所のご案内

大阪府堺市堺区向陵中町4丁4番1号 三栄ビル3階  
 司法書士吉田法務事務所  
 代表者 司法書士吉田浩章  
 TEL 072-254-5755  
<http://www.office-yoshida.net>



### ★主な取り扱い業務

- 司法書士業務
  - ・不動産の登記(売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等)
  - ・会社の登記(会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等)
  - ・個人の債務整理(自己破産、個人再生、任意整理等)
  - ・家庭裁判所への提出書類作成(成年後見、相続放棄等)
- 行政書士業務-遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等
- FP業務-家計見直し、住宅ローンの相談

★営業時間: 平日9時~18時(事前予約制。時間外の対応も可)

### 【編集後記】

印刷をお願いしている「もじ工房みくにはんこや屋」さんから、「原稿は〇〇日頃までに…」とメッセージ。「間に合わない…今回はパスしようか」と、つい楽な方向を選びそうになりましたが、みんなの協力があって、無事に仕上がりました。遠くからでも背中を押してくれる方の存在があれば、人の行動は変わるもの?かもです。(吉田)

